

第3弾！省エネ家電

最大
30,000円！

買い替え促進事業補助金



家庭で使用される家電を省エネ性能の高い家電製品に置き換えることで、エネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を目的としています。

対象購入期間 2024.12/2（月）～2025.2/14（金）まで

申請受付期間 2024.12/2（月）～2025.2/21（金）まで

※予算がなくなり次第終了

補助対象者

- ・対象設備を導入する町内の住宅に住民票がある者。
- ・本人及び同一世帯に属する者が町税の滞納がない。
- ・過去に同種の補助対象設備に対し補助を受けていない。

対象経費	補助額
3万円以上～5万円未満 (LED照明器具に限る)	6,000円
5万円以上～10万円未満	10,000円
10万円以上～15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円

対象品目

エアコン

★3以上

冷蔵庫

★3以上

テレビ

★3以上

電気給湯器
(エコキュート)

★4以上

LED照明器具

★3.5以上

統一省エネラベルとは・・・

家電の省エネ性能をわかりやすく星の数で表示したものです。星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しており、目安となる年間電気料金等もわかります。

重要

購入前に、省エネ型製品情報サイトで型番を入力し、条件を達成している製品であるか確認してください。



ここを
チェック

省エネ型製品
情報サイト



LED 照明器具について

写真撮影の方法

1. 交換前 写真撮影 (LED 照明器具ではないもの)
2. 交換後 写真撮影 (LED 照明器具)

対象製品

シーリングライト、ペンダントライト

対象外製品

ランプ単体、ランプ別売りの照明器具、流し元灯
キッチンベースライト、ダウンライト、ブラケット
屋外に設置するもの、持ち運び可能なもの など

購入から補助金交付までの流れ

対象となる省エネ家電を購入
対象家電が必ず確認してください。

全町公園課へ書類を提出

町から補助金交付

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 購入製品(工事費)の領収書の写し
- 経費の内訳がわかる書類の写し
- 購入製品の製造事業者が発行する保証書の写し
- 照明器具については、交換前・交換後がわかる写真
- 申請者の住民票の写し及び
納税証明書 (省略できる場合があります)
- 補助金請求書(第3号様式)

留意事項

- 対象経費：設備本体の購入費、工事費
対象外経費：撤去費、送料、消費税 等
- 申請に係る書類は、全て申請者本人名義のもの。(領収書等)
- 領収書は、「購入日、購入店舗名、購入者、購入製品名又は型番、本体費、総支払額」が明記されていること。
- 店舗発行の保証書ではなく、メーカー発行の保証書のこと。
- 各製品一世帯あたり1台まで。
(LED 照明器具は複数購入可能)

- 補助金を活用して取得した財産は、町が指定する期間は、譲渡・交換及び処分はできません。
- 設置状況の確認にご自宅にお伺いする場合があります。

【申請・問合せ】

御宿町全町公園課 ☎0470-68-6694

役場3階⑤窓口

8:30~17:15(土日祝を除く)

詳細はホームページへ



御宿町 家電 補助金

検索